



みやき町公告

みやき町ものづくり事業公募要領

令和7年6月11日

みやき町長 岡



みやき町（以下、「町」という。）では、みやき町ものづくり事業を実施する事業者を、以下の要領で募集します。なお、応募に際しては、みやき町ものづくり事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）も併せてご確認ください。

1 定義

本要領における用語の定義は、交付要綱第2条のとおりです。

2 目的

この補助金は、町内における新たな事業の創出を促進し、地域の商工振興を図ることを目的とします。

3 事業概要

町は、町内の技術、産品又はサービス等を活用した新商品開発事業の提案を広く募集し、実現可能性、町内への事業効果等について審査し、採択事業を決定します。

採択事業については、町がクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附を募集します。

町は、寄附額を原資として、別に定める交付要綱の規定により採択事業者に補助金を交付します。

4 参加資格

本公募に参加する事業者（以下「公募参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

（1）中小企業者

- (2) 自らが事業の実施主体である者
- (3) 個人事業者の場合、町内に住所を有すること。法人の場合、町内に本店又は支店の住所を有すること。
- (4) 補助金の交付申請までに町内に事業所を設置し、継続した事業活動を行うことができる者
- (5) 町税の滞納がないこと。
- (6) みやき町暴力団排除条例（平成 24 年みやき町条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 4 号に規定する暴力団等でない者

5 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 町内で実施し、新たな事業の創出及び地域の商工振興等に資すること。
- (2) 町内の技術、産品又はサービス等を活用した新商品開発であること。
- (3) 開発する新商品について、原材料の主要な部分（商品価値の半分以上を占める原材料）が町内で生産されていること又は製造、加工その他の工程のうち主要な部分を町内で行い、相応の付加価値（半分以上の付加価値）が生じていること。
- (4) クラウドファンディング型ふるさと納税により、寄附を受けた額（以下「寄附額」という。）が目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うこと。
- (5) 寄附額の目標額が 250 万円以上であること。
- (6) 事業完了後、当該事業のクラウドファンディング型ふるさと納税の返礼品として、事業で開発した商品を寄附者に速やかに提供すること。なお、返礼品の提供にあたっては、みやき町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要綱の規定により、町長から返礼品取扱事業者決定通知を受けること。
- (7) 国、県又は町等の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- (8) 政治的活動及び宗教活動を目的とする事業でないこと。

6 補助金の内容

(1) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	内容（主な事例）	補助率
施設整備費	施設整備に必要な工事費（土地代を除く。）	4 分の 3 以内
機械装置費	機械装置の購入費	
原材料費	試作品の開発に必要な原材料の購入費	
性能検査費	性能検査を外部機関で行う経費	
技術導入費	特許権等の知的財産権の導入（知的財産権を所有する他者からの取得等）に要する経費	
知的財産権関連経費	特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用（特許庁に納付する手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く。）	
使用料及び賃借料	物品・機器のリース料	
委託費（町内事業者への委託に限る）	パッケージデザイン委託費、試作品の加工委託費	
備品費（取得価格が10万円以上）	備品の購入費	
報償費	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金	

ただし、以下のものは対象経費には含まない。

補助金の交付決定前に発生した経費、消費税、地方消費税及び海外付加価値税

(2) 補助金額

提案事業に関する寄附額の10分の5以内の額又は補助対象経費の4分の3以内の額のいずれか低い額とし、5,000万円を限度とします。

ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

補助金の限度額は1申請者に対しての上限額であり、1商品に対するものではありません。

(3) 支払時期

補助金の支払時期は、事業完了後の精算払いとします。

(4) 補助金額の確定方法

事業完了後、事業者から提出いただく実績報告書に基づき、補助金額を確定します。

補助金額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、かつ実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。そのため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

また、支出額及び内容について審査し、これを満たさない経費については、補助金額の対象外となる可能性もあります。

7 募集に係る事項

(1) 募集期間

- ・募集開始日：令和7年6月23日（月）
- ・募集締切日：令和7年7月23日（水）16：00 必着

(2) 申請書類

① 交付要綱の申請様式に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、提出してください。

- ・みやき町ものづくり事業計画申請書（様式第1号）

② 提出された申請書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、申請書類は返却しません。

③ 申請書類等の作成費は補助対象経費に含まれません。

④ 複数の商品を開発する場合は、事業計画申請書を1枚にまとめて提出してください。

(3) 申請書類の提出先

みやき町 産業支援課

〒840-1106 みやき町大字市武 1381（三根庁舎 3 階）

TEL：0942-96-5545

8 審査・採択

(1) 審査方法

採択にあたっては、町が主催する審査委員会（非公開）が申請者へのヒアリング及び書類審査を行い、決定します。

ヒアリング審査では、申請者によるプレゼンテーションの時間を設けます。

申請者が審査委員会に出席できない場合は、書類審査のみ実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項目	概要
① 実現可能性	提案事業を実施する体制等が適正であるか
② 新規性・独自性	従来の商品と比較して、新規性や独自性が認められるか
③ 波及性	提案事業の実施により、町内における新たな事業の創出を促進し、地域の商工振興への波及に寄与するものであるか
④ 発展性・将来性	発展性、将来性が期待できるか

(3) 審査結果の決定及び通知について

審査結果については、全ての申請者に対し文書で通知します。

また、審査内容及び結果について、異議は一切認められないことに留意ください。

(4) 採択予定件数

3件程度

9 寄附の募集

採択事業で開発する商品が、総務省が定める地場産品基準に適合することを確認後、町が登録しているインターネットポータルサイトに掲載し、一定期間、資金提供者からの寄附を募ります。

10 補助金の内示

町は予算成立後に、予算の範囲内で補助金の交付予定金額を決定し、採択事業

者に内示を行います。

11 交付決定

採択事業者は町に補助金交付申請書を提出し、それに対して町が交付決定通知書を送付します。

12 スケジュール（予定）

当該補助金事業は次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する場合があります。

スケジュールについて、ご希望がある場合は別途ご相談ください。

日程	内容
令和7年6月23日（月）～ 令和7年7月23日（水）	募集 ※締切：7月23日（水）16：00 必着
令和7年8月	審査 採択結果の決定及び通知
事業で開発する商品が、総務省が定める地場産品基準に適合することを確認後 ※令和8年1月31日（土）までの期間のうち最長3か月間	寄附の募集
令和8年4月上旬	補助金の内示
補助金の内示後	補助金の申請
補助金の申請後	補助金の交付決定
補助金の交付決定後	事業開始
事業完了後、速やかに	寄附者に返礼品を送付
事業完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで	実績報告
実績報告後	補助金の額の確定
補助金の額の確定後	補助金の請求
補助金の請求後	補助金の交付

13 問合せ先

●みやき町ものづくり事業補助金について

みやき町 産業支援課

〒840-1106 みやき町大字市武 1381（三根庁舎 3 階）

TEL：0942-96-5545

●クラウドファンディング型ふるさと納税・返礼品について

みやき町 情報未来課

〒849-0113 みやき町大字東尾 737 番地 5

（みやき町庁舎 防災センター2 階）

TEL：0942-89-1655

参考

1 目標寄附額・補助金額等の内訳例

内容	寄附額に対する割合 (上限)	金額 (円)			
		(返礼品費が寄附額の 30%、補助金額が寄附額の 40% の時の例)			
目標寄附額		2,500,000	10,000,000	50,000,000	100,000,000
返礼品費 (A)	20～30%	750,000	3,000,000	15,000,000	30,000,000
補助金額 (B) (70% - (A))	50～40%	1,000,000	4,000,000	20,000,000	40,000,000
諸経費	10%	250,000	1,000,000	5,000,000	10,000,000
送料	10%	250,000	1,000,000	5,000,000	10,000,000
サイト手数料	10%	250,000	1,000,000	5,000,000	10,000,000

寄附額の 50%以内を補助金額とし、残りは、ふるさと納税の経費にあてます。
 ※ただし、補助金額は寄附額の 10 分の 5 以内又は補助対象経費の 4 分の 3 以内の額の、いずれか低い額とし、5,000 万円を限度とします。

2 補助対象経費と補助金額等の内訳例

内容	補助対象経費に対する割合 (上限)	金額 (円)			
		(返礼品費が寄附額の 30%、補助金額が寄附額の 40% の時の例)			
目標寄附額		2,500,000	10,000,000	50,000,000	100,000,000
補助対象経費 (税抜き)		1,333,334	5,333,334	26,666,667	53,333,334
補助金額	4 分の 3	1,000,000	4,000,000	20,000,000	40,000,000
自己負担額	4 分の 1	333,334	1,333,334	6,666,667	13,333,334

※寄附額が目標額に達しない場合であっても、採択事業は中止できません。

採択事業者は自己負担により、採択事業を行う必要があります。